

令和7年度 第2回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1. 審議会等の名称 令和7年度 第2回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
2. 開催日時 令和8年1月29日（木）14時～15時
3. 開催場所 嘉麻市稻築保健センター 3階会議室
4. 公開又は非公開 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者等
 - (1) 委員
 - 【被保険者を代表する委員】 中川 栄子 松熊 聖子 大野 美智子
 - 【保険医又は保健薬剤師を代表する委員】 西野 豊彦 藤木 健弘
 - 【公益を代表する委員】 謙山 秀代 藤 伸一 豊田 一元
 - (2) 執行機関
 - 市民課 課長 堀田 晶 課長補佐 廣田 真理 係長 小林 愛子
 - 主査 高岩 麻記（保健師） 主査 藤井 みはる（保健師）
7. 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人
8. 議題及び審議の主な内容

【次第】

- 1 開会
- 2 諮問「嘉麻市国民健康保険税における子ども・子育て支援金率の設定について」
※神代副市長から、藤会長あて別添諮問書を交付
- 3 議題
 - (1) 子ども・子育て支援金制度の概要について（資料1）
事務局より、資料1（P1～P3）に基づき説明

〔主な質疑及び意見等〕

- 【委員】（子ども子育て支援金の使途は子育て支援施策に限定される、とのことであるが）例えば保育施設の整備にも充てられるものか。希望する保育施設に預けることができない例が身近にあったため、尋ねたい。
- 【事務局】国の子育て支援施策の一部に充てられるものであって、各自治体がそれぞれの必要性において整備を検討する保育施設の整備に対して充てられる性質のものではない。
- 【会長】子ども・子育て支援金が充てられることになっている「こども誰でも通園制度」は、当市においても令和8年4月から導入予定である。
- 【委員】資料中、社会保障の歳出改革による社会保険負担軽減効果が積み上がった結果、令和8年度の支援金総額はその範囲内の6,000億円とし、支援金導入に伴

う実質的な負担は生じない、とあるが、具体的にはどういったことを指すものか。

【事務局】 国の歳出改革によって抑えられた社会保険料相当額をもって、子ども・子育て支援金が賦課されるものであって、新たに負担が生じるものではない、との説明である。具体的に、どの部分が抑えられているか、については、一概のお答えが難しく、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない、という点についての実感は得られにくいのではないか、との認識を持っている。

(2) 嘉麻市国保の「子ども・子育て支援金率」の設定について（協議）

（資料1・資料2）

事務局より、資料1（P4～P5）及び資料2に基づき説明

〔主な質疑及び意見等〕

【会長】 事務局の説明を受け、県が示す当市の標準保険料率をもって嘉麻市国保の令和8年度の子ども・子育て支援金率として設定することについても含め、意見、質問等をいただきたい。

【委員】 所得割については理解しやすいが、均等割・平等割とはどういった性質のものか。

【事務局】 世帯の所得額に応じて賦課する所得割は応能負担、被保険者一人当たりで課される均等割及び一世帯当たりに課される世帯割は応益負担、との整理である。

【委員】 受益者負担の区分として、理解した。

【会長】 令和8年度における嘉麻市国保の子ども子育て支援金分の税率・税額については、県が示した標準保険料率を採用して設定する、ということでよろしいか。
～異議なし～

【会長】 事務局が答申案を作成するにあたって、意見として付したいこと等ないか。
～意見なし～

○事務局、答申案作成のため、暫時休憩



○事務局作成の答申案（別添）について、委員各位、内容の確認をいただく
※市長への答申については、日程を調整し、後日会長に一任することで合意

【会長】 答申案について、意見等あれば伺いたい。

【委 員】 本制度については、3か年をかけて段階的に増額する制度設計となっており、被保険者への周知にあたっては、税額の個別通知の際だけでなく、広報紙や市ホームページ他、多様な手段を活用して、丁寧な周知に努めてほしい。

(3) 今後のスケジュールについて（資料1）

事務局より、資料1（P6）に基づき説明

- ・本日の協議結果を反映し、嘉麻市国民健康保険税条例の一部改正について、市議会3月定例会に上程する旨
- ・次回は、本年度の保健事業実績及び次年度計画の報告の場として、3月19日（木）の開催を視野に、調整させていただきたい旨

(4) その他

委員、事務局とも案件はなし

4 閉 会

9. 配付資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・資料1 子ども・子育て支援金制度の概要について 他
- ・資料2 令和8年度以降の国民健康保険税率のイメージ
- ・答申案